



# Fellow's Report

令和5年

《1月号》

＝ものづくりの仲間から＝

## 石綿含有建築材料の事前調査結果の掲示について

大気汚染防止法第18条の15に基づき、建築物等を解体、改造又は補修する作業を伴う建設工事の元請業者は、その建築物等の部分に特定建築材料が使用されているか否かを事前に調査し、当該調査に関する記録を作成し、保存する必要があります。

また、現場において、事前調査の結果を周辺の住民等から見やすいよう掲示する必要があります。

### 事前調査結果の掲示事項

- ① 事前調査の結果
- ② 元請業者の名称及び住所並びに、その代表者の氏名
- ③ 事前調査を終了した年月日
- ④ 事前調査の方法
- ⑤ 建築物等の部分における特定建築材料の種類

### 事前調査結果の掲示に関する検査での指摘事項

- ① 事前調査結果の掲示がない  
→ 特定建築材料が使用されていなくても掲示が必要です
- ② 調査した特定建築材料の記載がない  
→ 調査結果が「有」「無」「みなし」に関わらず、調査した特定建築材料を記載してください。特定建築材料が使用していない場合は、「特定建築材料は不使用」「受変電設備の更新」「プール循環機設備の更新」などと記載し、特定建築材料が使用されていない旨がわかるようにしてください。  
※工事関係者への掲示ではなく、周辺住民の第三者への掲示のため
- ③ 外壁塗材の事前調査結果の掲示が「みなし」となっているが、石綿含有廃棄物でのマニフェストがない  
→ 当初は「みなし」での産業廃棄物処理計画であったが、外壁塗材の石綿含有試験をした結果「無い」ことが判明したため、石綿含有廃棄物のマニフェストがありませんでした。変更があれば掲示物を修正してください。

## 特定建築材料に該当する建築材料の例

特定建築材料の区分	建築材料の例
吹付け石綿	① 吹付け石綿 ② 石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） ③ 石綿含有ひる石吹付け材 ④ 石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材	① 屋根用折板裏断熱材 ② 煙突用断熱材
石綿を含有する保温材	① 石綿保温材 ② 石綿含有けいそう土保温材 ③ 石綿含有パーライト保温材 ④ 石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤ 石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材	① 石綿含有耐火被覆板 ② 石綿含有けい酸カルシウム板第2種
石綿を含有する仕上塗材	① 石綿含有建築用仕上塗材（下地調整剤含む）
石綿含有成形板等	① 石綿含有成形板 ② 石綿含有セメント管 ③ 押出成形品

（参考）上記の建築材料に該当しないが、石綿含有の事前調査が必要な材料

- ① 接着剤：ビニル床タイルと床面との接着面で使用（種類は石綿含有成形板等）  
→ ビニル系床材は1986年（昭和61年）から、床用接着剤は2002年（平成14年）から、いずれも原料としてのアスベストの使用を禁止
- ② ガasket・パッキン類：ボイラー周辺配管（種類は石綿含有成形板等）

### 石綿障害予防規則の主な改正内容（令和2年7月改正）

- 建築物の解体・改修・リフォームなどの**工事対象となる全ての材料**について、石綿（アスベスト）含有の有無を設計図書等の文書と目視で調査するとともに、その調査結果の記録を3年間保存する必要があります。（令和3年（2021年）4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を**電子システムで届け出る必要**があります。（令和4年（2022年）4月～）
- 建築物の事前調査は、**厚生労働大臣が定める講習を修了した者等**が行う必要があります。（令和5年（2023年）10月～）